

# 野口レポート

NO. 193

平成24年10月1日  
発行:有限会社アルファ野口 〒211-0012  
川崎市中原区中丸子 538 ムルベ・ユマルダ 1F  
TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208  
文責:野口 賢次

## センスとセンサー

飛び込みでAさん（長男）が相談に見えました。相続は初めての経験で、何処へ行ったらよいのか、誰に相談したらよいのか見当がつかず、勇気をだして入ってきたそうです。

亡くなった父親は、他に子がいることを生前に漏らしていました。そして、預金を除いた不動産だけの遺言を残していました。

相続手続の依頼を受け最初にするのは、司法書士などの専門職に依頼し、被相続人に生殖能力が生じるころまで戸籍をさかのぼり、相続人の確定（難度の高い作業）をしてもらうことです。

Aさんが心配した通り、父親は再婚で離婚した前妻との間にBさん（長女）がおりました。拝見した自筆証書遺言は、全部自筆、日付、署名押印があり法的要件は満たしています。

しかし、地番の記載しかなく、土地が特定できず登記ができません。結果として使えない遺言でした。だが、この遺言が別な意味で今回の相続案件の解決の要になるとは、思ってもいませんでした。

Bさんに手紙を出しました。弁護士でないこと、Bさんが相続人であること、お会いし説明をしたいこと、文章と文言（法律用語は禁物）には細心の注意と気遣いを払います。ダイレクトメールと間違えられないよう、宛名の下に〇〇様相続の件と書きます。

このようなケースの相続人の多くは父親を恨んでいます。Bさん

から連絡が入り、お会いすることができました。一瞬ですがBさんから父を気遣う言葉が出ました。ここは見逃しませんでした。

次に遺言に預金が指定されていなかった意味を考えてみました。あえて指定しなかったのは、預金は遺産分割でBさんに相続させたいとの親心（現家族には言えない）であると推測し、Bさんに伝えました。Bさんの心は次第にほぐれていきました。

相手のご家族のお許しがあれば「父の墓参りに行きたい」とBさんから申し入れがありました。ここは大事な場面です。承諾するか断るかでその後の展開に大きく影響してきます。Aさんにその旨を伝えたら、「父も喜ぶでしょう」と言ってくれました。

あえてお墓の地図（位置）をAさんに自筆で書いていただき、Bさんへ渡しました。これで承諾した真意が伝わります。

預金は全部（遺留分に満たない）Bさんが取得し、Aさん側相続人は全ての不動産を取得することで合意できました。

遺言に託した父親の「隠れた想い」を理解していただいた。A家の墓参りの快諾、お墓の地図などが功を奏し、普通では難しいとされる相続案件でしたが、もめることなく軟着陸しました。

状況を見極め的確に判断するセンスと、小さなことや微妙な心の変化も見逃さないセンサーがプロ（実務家）には求められます。

銀行手続きも終わり、別れ際のBさんの言葉です。「相手のご家族へお伝えください。相続させていただいたお金は大切にに使わせていただきます。」苦労が報われる「うれしい」一言でした。